

## 午前10時開会

○委員長 ただいまから放射能等災害対策特別委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付の次第のとおり、執行部からの報告を行います。

委員からの質疑は、執行部からの報告が終わりましたら、一括して行いますので、よろしくお願いいたします。

委員長から執行部にお願い申し上げます。報告事項の説明、答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう答弁してください。配付資料に基づいて説明される場合は、その旨を発言の上、御説明をお願いいたします。なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反問する際にはその旨を申し出てください。また、反問が終了した際も、その旨を述べてください。

また、皆さんに申し上げますが、携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。携帯情報端末の使用は御遠慮ください。

○委員長 それでは、順次報告を行います。まず、報告事項の1、放射能対策の進捗状況について報告をお願いいたします。

○放射線対策室長 私から次第の(1)、放射線対策の進捗状況、各部署にまたがっておりますので、私のほうから一括して、先日配付させていただいておりますA4の横の放射線対策の進捗状況についてという資料に基づいて御報告させていただきます。

それでは、1枚めくっていただきまして、右下にページを振ってございます。まず、1ページでございます。1ページ、食品、農産物の測定の結果でございます。これ前回配付させていただいた資料と同様なものとなっております。まず、一番上段の持ち込み食品、井戸水等の結果でございます。まず、測定の件数につきましては、平成24年度、25年度、これまであわせましてトータルで説明させていただき、229品目、合計で2,807検体を検査してございます。うち基準値を超えた検体数については、平成24年度が56検体、平成25年度が7検体でございます。開始日、測定機器、検出下限値等については、記載のとおりでございます。備考でございます。ポツ、3ポチのところ。放射性セシウムを検出した品目数ということで、平成24、25を記載させていただいております。括弧の中は基準値を超えた品目になります。基準値は100ベクレルとなっております。

ここでちょっと大変申しわけないんですけども、訂正をこの場所をお願いしたいと思っております。まず、平成24年度63品目と記載してございますけども、77品目に訂正をお願いいたします。これについてはシイタケ、ナツミカン、ユズなど(私語る者あり)77に、そこで大変申しわけないんですけども、このところで3カ所ちよっ

と訂正ございまして、シイタケ、ナツミカン、ユズなど23となっております。23品目となっておりますけども、24品目に訂正をお願いしたいと思います。このうち最大の検出値、これまで24年度は1,080ベクレルというものが検出されました。これについてはキノコでございまして、アカモミダケというキノコで、これは県外から市民の方が採取してきたものを測定した結果が1,080となっております。

続いて、平成25年度32品目となっております。ここ3カ所目です。申しわけありません。39品目に訂正をお願いいたします。済みません、大変申しわけありません。この39品目につきましては、シイタケ、ナツミカン、タケノコの3品目から基準値超えたものが出ております。25年度の最大の検出値につきましては516ベクレルでございまして、これの品目につきましては、シイタケから516ベクレル、これが今年度の検出の最大でございました。

続きまして、2段目、市場流通食品の測定の報告でございまして。これにつきましては保健所生活衛生課で行っております。平成24年度、25年度、合計で91品目、184検体を測定してございます。うち基準値を超えたものにつきましてはゼロでございまして。開始日、測定機器、検出下限値は記載のとおりでございまして。このうち、備考の欄でございまして。7品目で基準値は超えていませんけども、放射性セシウムを検出してございます。品目につきましては、平成24、25、記載のとおりでございまして。

続きまして、給食についてでございまして。まず、学校でございまして。自校式につきましては、23年度から50校、51校今年度は51校測定をして行っております。センター方式につきましては、平成23年度10回、平成24年度38回、平成25年度12回となっておりますけども、ここも大変申しわけありません。今回4つ目の訂正で25回に訂正をしていただければと思います。（「何年」と呼ぶ者あり）25回です。25年度12回となっているものが25回でございまして。訂正は以上でございまして。基準値を超えたものは、これまでございませんでした。備考の欄でございまして。自校式については、今年度各校5回ずつこれもやっております。センター方式については、今年度全38回行います。今のところ25回なので、残り13回となっております。

続きまして、認可保育園についてでございまして。23、24、25、それぞれ記載の園で実施をしてございまして。基準値を超えたものはございませんでした。これについては、備考の欄でございまして。今年度各園6回ずつ実施していく予定でございまして。また、続きまして私立幼稚園でございまして。23年度、24年度、25年度、31園行ってございまして、基準値を超えたものはございませんでした。私立幼稚園、全部で33園ありますけども、備考の欄に記載させていただいておりますけども、33園のうち2園は、お弁当のために検査はしてございませんでした。この最後の段でございまして。学校給食の食材の検査でございまして。23、24、25年度、これまでで合計で142品目、492検体を検査してございまして、基準値を超えたものはございませんでした。以上が主な食品等の検査でございまして。

続きまして、1ページめくっていただきまして、右下の2ページでございまして。

この表につきましては、農産物、水産物の検査の結果でございます。初めに、農産物、これは柏市で行っている検査でございます。23年度から始まりまして、23、24、25年度、合計しましてこれまで300品目、1,370検体を検査してございます。うち基準値超えたものはございませんでした。備考のところでございます。基準値は超えていませんけども、うち8品目で放射性セシウムを検出、検出された品目につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、農産物、これについては千葉県が行っている検査でございます。23年度から25年度、合計としまして32品目、76検体で検査を実施しまして、うち基準値を超えたのが1検体ということで、備考の欄で1検体と申しますと、柏市産のタケノコにつきましては基準値を超えております。数値につきましては170ベクレル、備考の欄でございますけども、検出をされたため現在も国が出荷制限を指示しておりまして、現在もこれは制限となっております。

続きまして、この表の一番下段でございます。水産物、これは千葉県の検査でございますけども、これについては手賀沼産の水産物でございます。これにつきましては23年度から始めまして、これまで合計で11品目、24検体を検査してございまして、基準値を超えたのが2検体ということで、備考の欄でございます。2検体のうち1つがギンブナ、ギンブナは241ベクレル、もう一つがコイ、これにつきましては224ベクレル、この2つの品目につきましても現在国が出荷の制限をしてございます。

以上が食品、農産物等の測定の結果でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして3ページでございます。3ページにつきましては、除染作業のこれまでの進捗状況となっております。ここに記載させていただいております数値につきましては、右上に書いてございます11月、本年11月30日現在のもを記載させていただいております。まず、除染の進捗ですけども、小学校から公園まで11月末までに全ての施設、除染を実施済みでございます。スポーツ施設につきましては、現在残り3つの施設を実施しておりまして、3つの施設はもう発注済みでございまして、1つは手賀の丘運動場、もう一つが沼南体育館、それと山高野運動場、この3つを現在発注済みで年度内に終了させる予定で進めております。

続きまして、道路でございます。道路につきましては、4つの区分に分けさせていただいております。まず、道路200メートル以内の通学路と記載させていただいているものにつきましては、平成24年度までに54の路線で実施済みでございます。これにつきましては、小中学校の半径200メートル以内の通学路を対象に行ったものでございます。

続きまして、道路の2段目でございますけども、200メートル以外の通学路、これにつきましては小学校をまずここに記載させていただいております。小学校の200メートル以外の、学校で指定しております通学路の路線でございます。これについては現在40の学校の周辺の通学路を現在除染のほうを進めております。

続きまして、3段目の施設周辺道路、これにつきましては学校以外の保育園、幼

稚園、スポーツ施設等の周辺の市道を現在進めております。これが記載のとおり現在11を行っております。それと緑樹帯でございます。これにつきましては、各小中学校の指定されております通学路全体の緑樹帯がある場所につきまして、測定の結果現在14の路線を進めております。なお、先ほど小学校は40今進めておりますけれども、中学校も200メートル以外の学校で指定されております通学路、これについては中学校を現在測定中でございます。測定が終わり次第、年度内に除染のほうを終了する予定で現在進めてございます。以上が除染のほうの進捗状況でございます。ということで、残っているのがスポーツ施設と道路、公共施設については道路ということになってございます。

続きまして、4ページでございます。4ページにつきましては、民有地、町会支援、ホールボディーカウンター等の助成費用についてでございます。まず、一番上の民有地、町会支援でございます。これにつきましては、まず①、測定器の貸し出しでございます。これにつきましては、平成23年度から実施をしてございまして、これについても11月30日現在ですけれども、これまで1万3,825件、②、市の職員が測定に行っております。これの申し込みについては3,400件、これまで申し込んでいただいたものについては全て終わっております。

(2)、町会、自治会等の支援でございます。これにつきましては相談が109件ございまして、測定の実施件数、除染の実施件数は記載のとおりでございます。続きまして、ホールボディーカウンターの測定費用の助成事業でございます。これについては平成24年11月から受け付けを開始しまして、これまで測定の助成の数につきましては妊婦さんから高校生の方まで合計で337名でございます。結果については記載のとおりでございます。助成金額につきましては、1件当たり3,000円でございますので、101万1,000円となっております。

続きまして、最後に5ページでございます。1枚めくっていただきまして5ページでございます。ここにつきましては、健康等の相談事業でございます。(1)、電話であるとか窓口の相談につきましては、平成23年の3月15日から行っておりますけれども、これまで635件となっております。(2)の各種保健所の事業におけます相談でございますけれども、これまで529件の相談内容となっております。

以上、雑駁ですけれども、放射線対策の進捗状況の報告について終わりにします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、次に報告事項の2、焼却灰対策の進捗状況について報告願います。

○廃棄物政策課長 私からは前回の委員会後の指定廃棄物等に関する主な経過について御説明いたします。

まず、お手元のA4の放射性物質を含む焼却灰の一時保管及び最終処分場の確保等に関する経過、この表を中心にして御説明いたします。この表の下段、太線の枠の中をごらんください。まず、10月16日に我孫子市広域近隣住民連合会から、別紙1のとおり質問状が参っております。別紙1の2のとおり回答しております。そし

て、関連事項といたしまして、3行下なんですけど、11月21日に我孫子市の青木副市長がお見えになって、ほぼ同様の内容についてお問い合わせがございました。別紙1の1と、それから1の2をごらんください。要はこの中で質問されているのは、柏市から千葉県の一時的保管施設、手賀沼終末処理場、下水道終末処理場に運び込んだ焼却灰を、協定期限が切れる平成27年3月までに持ち帰りなさいと、その計画は立っているんですかというお問い合わせでございます。それに関しまして、別紙1の2のとおり回答しているところでございます。

回答内容といたしましては、指定廃棄物の最終処分場の確保に向けて、国は全力で取り組んでいると、千葉県との協定に基づいて柏市は遵守しますという回答をしております。これは柏市の場合、指定廃棄物、当然今までも御説明してまいりましたが、法令や国の方針に基づいて、国の委託を受けて柏市が保管を続けているものでございますので、柏市独自では決められないという側面もございます。当然ですが、そのスケジュールがまだ変わっておりませんので、今の段階で新たに何かを予算化するだとか、何かするという事はございません。当然ながら、青木副市長さんにもお答えしたんですが、不測の事態が生じたときは、それは適宜対応してまいりたいと、引き続き国のスケジュールどおり、国がスケジュールどおり最終処分場を確保するように、要望したところでございます。

ちなみに、その要望活動を行っております。表紙の経過表にも書いたんですが、最終行に11月28日に5市長、柏、松戸、流山、我孫子、印西の5市長が、5市長が連名で直接環境省に赴いて、当日は井上副大臣に対して別紙3のとおり、これ1月に行った5市長による要望をやったところなんですけど、これとほぼ同様な内容ですけども、スケジュールを守って最終処分場を速やかに確保してくださいというお願いを、秋山市長が直接行っているところでございます。

続きまして、11月20日に第2回指定廃棄物最終処分に係る市町村担当部課長説明会というものが環境省主催で行われております。これは何かと申しますと、最終処分場を県内1カ所決めるという中にありまして、環境省がまず県内の54首長、市町村長を集めて会議を開いて、既に1回やっているところなんですけど、これの次の前に1回担当部課長を呼んで説明しておこうという試みだったということでございます。

内容につきましては、別紙2をごらんください。少し表裏13ページにわたるものなんですけど、前回御説明した内容と実はそれほど大きくは変わっておりません。ただ、なかなかちょっと複雑になっていますので、少しおさらいしたいと思うんですが、この指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手法等についてということで、別紙2をごらんください。2ページ目の下段です。候補地選定の基本的考え方というところがございます。これ1、2、3、4、5という順番で書いてあるんですが、まず1番で地滑りだとか洪水だとか活断層を、まずそういういかにも危ないところを除いて、それから2番目に地域特性に配慮すべき事項だけ除いて、ちょっとここに書いてないんですが、2と3の間に、千葉県の場合は必要面積約2ヘクタールを満

たす土地を抽出して、それからもし複数、例えば2桁、10カ所以上適正地、候補地がある場合は、マル・バツの簡易方式で2桁に届かないところで、単数にして候補地を絞り込むと、そして3番の生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況、この4項目にまた寄ってフィルターをかけて、さらに少しの少数の候補地に絞り込むと。実際には一応絞り込んだ候補地に、これは複数になると思うんですが、複数の候補地で詳細調査のボーリング調査とか地質調査を行って、最後環境省のほうで、国のほうですね、候補地の提示を行うという段取りになっております。

今回変わった事項といたしましては、この資料の13ページをごらんください。済みません、11ページですね、済みません。1つ戻ってください。11ページの下段から、これまで、それまでは今まで示されたとおりなんですが、先ほど少し申し上げました4つの評価項目、生活空間との近接状況、水源との近接状況について具体的な点数、それから評価軸としての例えば距離が示されております。次のページにも自然度とか、それから指定廃棄物の保管状況とか、量によって点数が変わるだとか、自然度によって点数が変わるだとかというこの数値が、数値基準が今回新たに示されているところがございます。最終的には、マル・バツ方式なり、それから点数なりで絞り込まれていきまして、13ページの(6)だとか、それから下段の候補地の提示だとかというところに至っていくと。13ページにつきましては、この手順だとか、あるいは進め方、例えば3つに絞り込むのかそれとも5つに絞り込むのか、あるいはその絞り込んだ段階で現地調査に入る前にどのように首長さん、市長、町長、村長に示すのかということは今後の多分来年になると思うんですが、市町村長会議において議論される場所であると同っております。一通りこんなような形で今環境省から示されたところなんですが、実際上は千葉県よりも特に宮城県が進んでおりまして、宮城県は具体的に複数の候補地を恐らく年明けに示されるという予定であるということをお伺っております。我々もその辺の推移を見て注視してまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、このようなカラーパンフをたしか5部、6部ぐらいお配りさせていただいたと思います。なかなか指定廃棄物、何だだとか、放射線についてそれに対する影響だとか、どういうことだということをまとめたものが少なかったもので、環境省もやっとうつろってくださいましたので、これを後でござんたいただいて参考にしていただければなと考えております。私からの報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に対しまして質疑があれば、これを許します。どなたかありませんか。

○山下 健康相談事業、5ページのところをお尋ねいたします。前も質問させてもらいましたが、ここ半年ぐらいで何件ぐらいの相談が来ていますでしょうか。

○次長兼総務企画課長 逆から申し上げますと、11月時点ではトータルで7件、これは電話、窓口相談にいらした件数でございます。あわせまして、母子保健事業等

を保健所では展開しているんですけども、その場であった質問件数というのは1件でございます。また、10月時点で申し上げますと、電話、窓口相談等は20件、特に母子保健事業等での相談はございませんでした。さらにさかのぼりまして、25年9月時点では電話、窓口が11件、また母子保健事業等での相談は1件ということで、ほぼ半年間ではこういった経過でございます。そういった意味では、当初平成23年3月の事故発生当時は100件を超える相談件数があったんですけども、そういった意味では件数のほうは減数しているというような状況でございます。以上でございます。

○山下 内容については、ここに書かれたような内容と大体同じでしょうか。

○次長兼総務企画課長 おおむねそのとおりでございますけども、最近で多い内容としましては、医療被曝に関してどうなんだというような御質問が多く寄せられております。以上でございます。

○山下 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんか。

○宮田 食品と農産物の測定のことについて伺います。1ページで、消費生活センターで行っていますけれども、25年130品目検査しておりますけれども、ここに持ち込み食品、井戸水等とあるんですけども、どのようなものが持ち込まれたのでしょうか。

○消費生活センター長 持ち込みの食品ですと、お米とか野菜とか何点かございますが、以上でございます。

○宮田 詳しく教えてください。米というのは自分のところでとれた米なのか、それとも買ったものなのか、野菜も自分のところなのか、ちょっと詳しく教えてください。

○消費生活センター長 いわゆる流通品というところで、持ち込みされたもので、当時流通品というもので6件持ち込みがされております。

○委員長 よろしいですか。

○宮田 いや、だから流通品6件。

○消費生活センター長 内容でございます。お米が1件、シイタケが1件、キュウリが1件、サヤインゲンが1件、牛乳が2件でございます。以上です。

○宮田 流通品以外はどういうものが検査しているんですか。

○消費生活センター長 カボチャとか、それからユズ、キンカン、それから柿、カリン、カリン酒、それからナツミカンとかイチジク、梅干し、そういったものでございます。以上です。

○宮田 これは自家製ということでいいんですね。

○消費生活センター長 そうなっております。自家栽培になります。

○宮田 食品の検査で一番品目が多いのは消費生活センターで行っているものなんですけど、それも自家製のものから流通しているものまであるんですけども、あとそれから来年度というのは消費生活センター以外にどのように検査する予定でし

ようか。消費生活センターもお願いします。

○生活衛生課長 来年度も市場の流通食品で毎月10検体ずつ、年間120検体の検査を予定してございます。以上です。

○次長兼農政課長 農産物につきましては、来年度は検査日数を週5から週3に減らしますが、件数的には現在のものは十分にそれでも対応できるということで考えております。以上でございます。

○学校保健課長 学校の給食の提供食、それから食材につきましては、本年度と同様に来年度も実施してまいります。以上です。

○次長兼保育課長 来年度も、今年度と同じような検査体制をとります。以上です。

○児童育成課長 私立幼稚園につきましても、本年度と同様の体制で来年度も臨みたいと考えております。以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○宮田 消費生活センター。

○消費生活センター長 現状と同じ形で進めたいと考えております。以上です。

○宮田 じゃ、消費生活センターは現状と同じということは、この流通品、流通品以外、内容的にも全く変わらないでやるということでしょうか。

○消費生活センター長 流通品以外で自家菜園等持ち込み品になります。以上です。

○宮田 流通品以外、だから流通品も流通品以外も、ことしと同じようにやるということでしょうか。

○消費生活センター長 現状、流通品はお受けしておりませんので、自家菜園等について実施してまいります。以上です。

○宮田 今、先ほど一番最初に聞いたのは、どういうものがあるかというところで、流通品が6件ということで、お米以外とかと答えられたと思うんだけど、今の答弁は現状では流通品以外は行っていないというのはどういうことですか。

○消費生活センター長 原発の事故以降、持ち込みという形で非常に皆さん不安感がお持ちのときに、いただきものとか、そういったものの中に流通品が入っていた経過はございました。今回先ほど申し上げたとおり、非常に件数減っておりますし、そもそも食品衛生法上の体制が整っておりますので、一般流通品につきましては。そういった検査体制の中でという考えのもと、現在は流通品につきましてはお受けしておりません。そういった意味で現状と同じという形でお話ししました。言葉足りなくて申しわけございませんでした。以上です。

○宮田 25年度も流通品の検査を持ち込んでしてもらったという人がいるんですけども、25年は全然やっていないんですか。

○消費生活センター長 年度の初めのころ、流通品という形でお持ち込みいただいたのは先ほど申し上げた6件ございましたが、今現在はその辺は周知をさせていただく中で、お受けはしておりません。以上です。

○宮田 じゃ、今、年度の初めは流通品もやっていたということなんだけれども、来年度も今年度同様という答弁をしているんだったら、流通品も含まれるのかなと



思うんですけども、流通品はやらないというような、ちょっと何かよくわからないんです。それで、市場の流通食品というのは、保健所でやっていますけれども、全部見ても184検体、数的にいったら非常に少ないんですよ。学校の給食なんかは492。24年、25年見てみると一番多いのが消費生活センターで2,807検体というように非常に持ち込みの数的には多い部署で、流通品というのは抜き打ちで保健所やっていますけど、私はすごく検体数が少ないと思っています。それで、例えばまたどこかで食品の中に、ある食品の中から放射能が基準値以外に出たという、やはり同じようなものが柏にも流通していると、市民はじゃ大丈夫かと不安に思うと思うんです。ですから、今は品目が少なくなっているけど、何か出てくればやっぱり調べたいという市民はいるんだろうと思うんです。ですから、自家製の流通品以外も含めて消費生活センターは検査を来年度も行うべきだと思いますけど、いかがですか。

○消費生活センター長 先ほど少しわかりづらいお話ししてしまっただけでございますが、流通品につきましては、繰り返しになりますが、食品衛生法上で柏市ならず、柏を含みます千葉県体制もございまして、国の体制もございまして、そういった中での対応でよろしいかと考えておりますので、行う予定はございません。以上です。

○宮田 でも、農産物、県の検査って23年から3年間で32品目しかやっていないし、農産物は3年間で17品目しか計算してなくて、やはりこれから水産物というのは、今の福島原発の状況から見ると、いろいろこれから出てくる可能性もとっても多いわけなんで、この品目ではとても足りないと思うんです。だから、やはりこの検査の目的というのは、市民の不安を解消するということだし、この機器自体は消費者庁からずっと借りているわけだし、もう少し検査体制も例えば品目がすごく少なくなっているとなれば、続けられるような状況だと思うんです。私は取りやめる、その流通品をやらないという理由がよくわかんないんです。続けてもいいんじゃないですか、今の体制状況だったらできると思うんですけども、いかがですか。

○消費生活センター長 食品衛生法上の流通品に対します取り組みというのは、当然そこで何かあった場合には摂取制限であったりとか、いろんな形で反映させていく部分がございます。市民の方の持ち込みの場合には、それこそスーパーマーケットでいろんな方が触っちゃったような場合あるいはそれこそ袋開けてしまったとか、いろんな形で正確性に欠ける部分もございまして、そういった意味ではやはり本来の制度の中できちんとした、何かあった場合にも対応できるような枠組みでやるのが望ましいかと考えております。以上です。

○宮田 それはそれで大事だと思いますけれども、柏で持ち込んだ市民が持ち込んだ食品の検査をやらないという理由ではないと思うんです。やっぱりそれは国もやる、そして柏市もやる、そして流通品の中でひょっとして紛れ込んでくるものがあるかもしれないという心配は拭き切れないわけだから、二重にやっても全然、そのほうがよっぽど柏の市民からすればこういう検査を柏市が持っていけばやって

くれるんだというふうな安心感があると思うんですね。ですから、ちょっと私はぜひ来年度、流通品もやっていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

○小松 放射線対策の進捗状況についての4ページのところの町会、自治会等の支援についてちょっとお伺いをしたいんですが、除染実施検査77件というふうにありますけども、今後まだ予定されているような町会はあるのでしょうか。

○放射線対策室長 現在今月もやっております、測定等を。今後も相談あればやっていく予定で、来年度も実施していく予定でございます。以上です。

○小松 77件じゃなく、私的には少ないような気がするんですが、その点はまた町会のほうにはどのように話をされているのでしょうか。

○放射線対策室長 今年度中にもう一度町会回覧等を含めまして、広報も含めまして、3月までにもう一度全体的にお知らせをしていくという形で予定しております。以上です。

○小松 町会のほうにしっかり啓蒙活動していただきながら、地域で安心していただけるように、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○海老原 先ほどの持ち込みの測定ですけれども、私も流通品についても特に制限なく、市民の方がはかりたいと思ったものははかれるようにしていただきたいと思いますというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、除染の進捗なんですけれども、公共施設の道路、緑樹帯、これが除染済みが24年度まで11カ所で、25年度実施予定が14カ所なんですけども、この合計25カ所で各学校の指定通学路を全て終わるのでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 ここで書いてあるものは、道路における街路樹、その低木等の土が出ている部分、ここについて除染するということで、通学路に対して街路樹があるところは25カ所ということでございます。以上です。

○海老原 どういった除染を行うんですか。

○次長兼道路維持管理課長 低木の部分に土が出ていますので、土を天地返しという形で一旦土をとって、そこに窯場を設けて、表土を下の方に埋めるような形でやっております。以上でございます。

○海老原 それは数値が高いところ、低いところに限らず行うのでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 数値が高いところ、基準以上高いところについて実施しております。以上でございます。

○海老原 わかりました。では、先ほどの流通品についてなんですけれども、体制が特に縮小でないのであれば、ぜひ続けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民生活部長 流通品につきましては、先ほど私どもの所長が言ったとおり、そのものについての検査体制というのはきちんとできております。したがって、その体制のところでの対応をまず求めるというのが私どもの考えです。それから、あく

まで私どものほうのその測定は、いわゆる自己消費の自家栽培というのが、いわゆる3.11以降いわゆる漏れていました。したがって、その部分を市民の不安を払拭するというか、そういうために皆さんの持ち込みを行いましょうということで始めたところなので、本来やるべきところの部分を全部背負って、消費生活センターがやるということは、要は本来あるところがきちんとそれなりの対応をするという信頼度の中で行政は行っていきたいと思います。以上です。

○海老原 おっしゃることはよくわかるんですけど、最近ニュース等でもかなり報じられた外食産業ですとかデパート、それからホテルの食品のいろんな偽装の問題なんかがありますと、やはり消費者というのは何を信じていいのかわからないんですよ。もうああいったことが繰り返しているわけですから、できることなら自分で確認したいというふうな思いというのはあると思うんですけど、それを拒む理由というのはちょっと私も理解できないんですけど、体制的にたくさん来て処理できないということでないのであれば、続けていただきたいというふうに思います。

○市民生活部長 ちょっとまずお金の話をすれば、いわゆる私ども最初にやっている簡易測定というのは、委託でしたときには4,800円、それからゲルマニウムと出して出た場合には2万5,000円ほどかかると、自己消費のものでありますから、要は行政がそこまで背負っていくかどうかということについては、そろそろやっぱりある程度の見きわめをつけざるを得ないと思います。今、直営でやるところが2件ありますんで、そこはそれなりのところで対応というのは可能だとは思いますが、あくまでやはりやるべきところとそうでないところの分別はやはりつけないと、私どもとしてはしょうい切れない。

要は先ほど言いました24年のときに、アカモミダケというのは実はつくばのほうでとってきたらしいんですね。申しわけないんですけども、それは自分でとってきたというから私どものほうは検査をしましたけど、それが購入されてという話になると、これは少し私どものほうでの対応が負いきれなくなりますね。それはあくまでやっぱりそういうところの機関がきちんとやって、それなりのつなぎ方をすると。御自分が不安だから、それを調べて流通品まで調べてもらいたいということは、さすがに私どもとしては流通品につきましては、申しわけないんですけどもそれなりの機関の中での対応をお願いしたい。自分たちのほうの採取したものであれば、それは調べる道がないんで、私どもとしてはそれを応援するということは今までと変わりませんけども、そのような考え方で今後の対応を進めたいと思います。以上です。

(「ちょっと1つだけ」と呼ぶ者あり)

○宮田 済みません、先ほど言い忘れたんですけども、議会は市民からのこの流通品を含めた検査を採択しているんですね。だから、そのことも考えていただきたいと思います。

○末永 副市長、今の部長の答弁は不届き千万になるよ。国民が放射能を浴びたくて浴びているんじゃないんだよ、これは。国の施策で放射能が出たんでしょ。そ

のために特措法ができて、きちっとやりますよということで、自家栽培の部分については調べることができないから、各市町村でやりなさいと、流通品についてはそれはやるようにします。そこをすり抜けてきているのがいっぱいある。そして、消費者が不安である。そうすれば、消費者の不安を解消するのが消費生活センターですよ。もちろんそれは行政でしょう。そこをきちっとやらなかったらだめでしょうよ。それを何、流通しているのはそっちでやるんだから、そっちのあれだから関係ないよと、自家栽培だけやりゃいいんだよという、そういうたかをくくったような発言している部長なんかやめさせろよ、悪いけど、かえなさいよ。国民を、市民をばかにしているよ、そんなのは。法律がこうだからじゃないんだよ、もともとが誰が出したんだというのだ、これは。国が出したんだよ。東電が出したんだけど、しかし天災事案ということで予期しないことが起きてしまった、そのことで爆発した、しかし安全対策がなくなっていたと、そのことを受けて今度は国が特措法をつくって、きちんとしてやろうというルールにしているんだよ。特措法を何も知らないんじゃないか、この部長は。

だから、それは極端なこと言ったら自家栽培かどうか、俺の地域住んでいるところに最近80円野菜とって茨城から売りに来ている。80円野菜、車で。これは検査されていないよ、ほとんど。しかし、市民が買っている、80円、安いから、それは80円野菜。最初は買っていなかった。しかし、茨城からずっと80円野菜ってずっと軽トラで売りに来る。もう一つは、これはどこの業者かわからぬけども、荷車を押して販売してくるんですよ。ミカンからリンゴから何から、これは流通を本当はチェックしなきゃいけないよね、本来なら。これ行政も含めて。しかし、そこはどこかダブ屋から買ってきたかどうか知らぬけども、若いお兄さんたちがまちの中にだあっと売りに歩いている。10人ぐらいトラックでおりるんだ。みんな手押し車を積んで、大きくコンテナに積んで走っている。何をやっているのかと思ったら、一軒一軒ピンポンして売り歩いている。これは誰が売っているかというに行商しているんですよ。

こういうもの、消費生活センターが取り締まらなきゃいけないんだろう、本当なら。そういうこと取り締まりも何もしていないのに、職務をあなた方は放棄しているんじゃないか。それを通知が来るからやるんじゃないんだぞ。そういうことも情報入ったりすれば、本来あなたたちがやるべきだ。それを何か普通に流通しているものについては、それは流通するところでやるんだから、それは関係ねえんだという言い方はとんでもないことだよ。できる範囲ならやります。今海老原委員が言ったように、言われたこと、あるいは宮田委員が言われたことは、できるだけやります。持ち込んでください。市民の暮らしや安全、健康を守るために行政としては、柏市としては極力検査をしましょう、できるだけ出してくださいというのがあなたの答弁だよ。あなたの任務なの。それが全体の奉仕者のあなたの任務なの、あなたの。

それを部長はやることはないという、そういう姿勢、そんな悪いけど、部長要らないよ、我々市役所には。やめさせろよ、そんなのは。きちっと市民の健康や、あ

るいはいろんなさまざまな問題をきちっとチェックするのが、これがあなた方の任務であるし、それをまたチェックして我々が議論してちゃんとやるのが議会だろう。議会に反抗的になって、何か市民に対していないからって、そんなやつは悪いけど血祭り上げられちゃうよ、そんなことしていると、申しわけないけど、そんな発言をしゃあしゃあとしていると。

本当にこの放射能の問題があと3年、5年、10年後どうなっていくかわからない、そして放射能の水をどんどん垂れ流している。魚介類が売れない、輸出できない、隣の韓国では日本のものは一切受け付けない、日本のものは。太平洋側から上がってくる、銚子からずっと上がってきたものについては受け取らないんだよ、買わないんだよ。その買わない水産物がどこに流れているかといったら、今度はすり抜けて、その市販の市場とか、そういうところすり抜けてずっと販売されているんだよ、そんなのは。それは行政の怠慢でしょう、そのことチェックしないのは、あなた方のそういうことやっていないのは。そこをすり抜けて、市民にずっとその水産物が入ってきているんだよ、どんどん売れないものが。だから行商が始まっているんだよ、まちの中で。

そういうのを取り締まりもしないで、しゃあしゃあと市民の不安がいろいろあった場合は、行政がそれについてはきちっとやるべき、そしてそのことについて費用がかかるならば、きちんと東電に請求する、あるいは国に請求する、そういうシステムになっているでしょうよ、なっていませんか。なっているよね。放射線対策室、なっているでしょう、そういうふうな。それを分担して分けるべきだって、しゃあしゃあとそんなこと言っている部長はとんでもない部長だ、あなた悪いけど。許しがたい発言だぞ、あなたの発言は。特措法からずっと調べてみたら、どうしなきゃいけないかというのを考えるのがあなたの任務だろう。余りにも不謹慎な発言をするんじゃない。だから、副市長、それはあなた、後で注意しなさいよ、きちんと。それで、それができないんだったらできないで回答しなさい、もう一回議会やるから。それは臨時議会でも開いて、悪いけど、そんな部長なんか更迭したほうがいいよ。余りにも馬鹿にするな、我々議員を。いいかげんにしろというんだ。回答してよ。

○関口副市長 まず、消費生活センターというのは、消費者の最後のとりでになっていますんで、このことについてはちょっと内部で検討したいと思います。

○末永 それじゃ、質問します。農産物等の測定について、今言いましたように、自家栽培なり販売ルートをすり抜けた部分が売りに歩いています。それについてはチェックがなかなか難しいと思うんですけども、それを持ち込んだ場合はチェック、持ち込みがあった場合は、それは検査しますね。どこでもいいよ、回答して。

○市民生活部長 どこも挙げないからというわけじゃないんですが、いわゆる本人が要は市販だと言われた場合は、私ども今のとおりですけれども、自己消費でとれたんですよと言われれば、それはしょうがない。でも、購入したものですと言われたときに、それをわかりましたといって入れるかどうかは、私どもとしてもいわゆ

る本来やるべき所管の範囲を超えています。末永委員はそういうふうにお叱りになりますけれども、本来やるべきところはやはり市販のものをどこかがそういう形で見つけて何かがあった場合に、それをそれなりの取り締まりをしたり、それを公表しなければならない部署がございまして、そこの部署の範囲というふうに思います。

○末永 それはどこなの。あなた、あれだけ言うなら、そう言うんだったら。だから、それは保健所なりなんなりになっていくでしょうというのだ、それは。だから、それは、市民から見たら、行政といたら1つ、1本にしか見えないわけだから、あなたの発言は縦割り行政だと言っているんだよ。だから、それはどこであろうと、それはどこでやりますと、それは保健所でやるのか、あなたのところでやるのか、それは。だから、これだけ各課担当が来ているんだから答えればいいでしょうよ、それは。それを縦割り行政と言うんだよ。あなた、俺のところは違うから、それはほかでやりなさいよと言いだらうよ。そんなことは聞いていないよ。誰かがここでやるということになったら言いなさい、それを回答しなさいよ。

○関口副市長 まず、原則は消費生活センターが話している流通品については、今までやらないという方向なんですけど、ただ、問題点があるやつが消費生活センターに持ち込まれれば、とりあえず消費生活センターのほうで受け入れて、その後の対応については内部で考えていきたいと思います。

○末永 そうだよ、そういうふうには答弁するのが普通だよ、議会から言われたら。悪いけど最低だよ、この部長は。やめさせたほうがいいよ、悪いけど。こんなことをしゃあしゃあ言ったら縦割り行政になっているでしょう、完全に。俺のところじゃないから、ほかのところは知らないよと言っているんでしょ、彼の言い方は。市民は、役所という市役所という1つに聞いているんだよ、それは。我々議会もあなた方スタッフいるんだから、あなた方に聞いているんだよ。だったら、誰でも、どこでも答えられるでしょう、それは。そのように答えるんじゃないの、それは。どこかでやらなきゃいけないことでしょう、それは。だから、ここで議論してきたよね。民地を誰が除染するのかと、東電まで呼びつけて話したよね、ここで。民地については特措法で、それはそういうふうにして市町村がやったやらないについて、やりなさいと言ったらやりますと、協力してやりましょうと東電は言ったよ。それは特措法があるからできないと、なかなか自分たちだけでは。特措法はそういうふうになっている、特措法には第5条で。

だから、それはあなた方に私が聞いているのは、行政としてどうなのかと聞いているんだから、今副市長が言ったように、どこかでやるようにして一応はかってみて、じゃその流通機構だったら流通機構についてやっているところ、売っているところについて、それは保健所へ行って調査しなさいと、こうなっていくわけでしょうよ、違う。そういうことを言いなさいと言っているんだ、答弁は。俺のところは知らねえけども、ほかのところは答えることあるかもしれぬけど、俺のところじゃできねえよと、そんなこと聞いていないよ、悪いけど。その程度しかできないよう

だったらやめたほうがいいよ、そんな部長なんか要らない。1,000万近い金払って、1,000万以上金払ってよ、縦割りやっているなんてとんでもないことだよ。もうちょっと誠意のある回答しなさいよ、きちんと。行政マンとしてきちっとした、今は昔と違うんだぞ、もう少しまともな執行部体制しきなさいよ、副市長。とんでもない発言、やらせるな。

それで、聞きます。井戸水についてはあちこちから持ってこられて、はかった結果数値は超えていないということですね。ほぼ、じゃ柏市内の井戸水については安全であろうという認識でしょうか、消費生活センター。

○消費生活センター長 持ち込みいただいたものにつきましては、基準値以下になっておりますので、持ち込みいただいた範囲では安全レベルという状況になっております。

○末永 それでは、シイタケ、それからタケノコ、タケノコは出荷停止になっておりますけども、食べていますよね、市民は。出荷停止にはなっているけども、自家であるものについては食べている人も結構いるんですよ、それは。それはほとんど。タケノコを出荷している、タケノコを栽培して出荷している方たちは、食べないそうです。それはもうオーバーしているから嫌だよ、だめだよと言われたんで。しかし、自家栽培している人の中には食べている人もあるんですね。役所は持ち込んだのしかはからないよというのですけども、私は柏市内のタケノコについては、これは放射線対策室がやるのかどこでやるのかわからぬけども、やっぱり抜き打ち的に調査をする必要があると思いますけど、その件についてはどう、どういう考えですか。

○次長兼農政課長 タケノコにつきましては、県の検査で170ベクレルという数値が出まして、現在出荷制限になっておるんですけども、この今後対応につきましては今県と協議をしております。その中で、50検体の検査を行って、その数値が基準値以下であるといった場合には、出荷制限を解除するということになっておるわけですが、いかんせん年に1回しかタケノコというのは出てきませんので、やっぱりその体制であるとか、検査方法についてちょっと県のほうでも明確に方針をすぐ出さなかったということがちょっと問題を長引かせているというところもございませう。以上でございます。

○末永 私が何で言ったかというのは、布施のあけぼの山、それから山高野、それから高柳、南部の逆井、藤心、それから沼南と白井の境、竹林ありますよね、いっぱい。農政課で大体わかっていると思いますけども、そこに生えるタケノコについては、持ち込んで初めて消費生活センターやっているんですけども、農政課がやっぱり、ああいうのは山林だから農地とは言わぬかもしれぬけども、チェックする必要があると思いますけども、そういう考えありますか。

○次長兼農政課長 国の検査ということになるんですけども、これについては市のほうも積極的に関与しながら検査に関しては進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○末永　そうですよね。そういうふうには放射能についてはやっぱり食の安全からいうと、農政課を含めてきちっとはからなけりゃいけないというのが行政の任務です、今のような答弁が普通、ごく普通の答弁ですよね。それに比べ消費生活センターの部長はとんでもない発言しておりますよ、この間申しわけないけど。そういう姿勢がないと、それははかろうと、はかって市民の食の安全をしていこう。ともかくすり抜けているのもあるかもしれないが、そこをどこかで防ごうという姿勢が行政になかったら、それは市民の命や健康は守れないんですよ。そのために法律がある、法律があって行政があるんですよ、それは。だから、そういうことをきちっとやっぱりどこかで歯どめをかけていこうという、できなくても姿勢だけでもあることによって、市民は安心、安全で必ず相談に来るんですよ。その部長さんが、なんだかたかくくっちゃって、俺のところはできないよと、金がかかるからできないよって、あなたの金出すんじゃないだろうというのだよ、それは。もうばかも休み休み言えと言いたくなっちゃうよ。そういう発言はしないでほしい、答弁は。

次に行きます。それから、市場の流通食品についてですけども、これは保健所がやっているんですね。保健所はどのようにやっていますか。市場について、市場ではどういうふうに行っているかチェックしたことがありますか。

○生活衛生課長　流通食品につきましては、市場も含めていろいろなことを均等にいくように考えて検査しております。今後も、満遍なくいくようにしていきたいと思っております。以上です。

○末永　どのような検査していますか。市場について、鮮魚についてしていますか。

○生活衛生課長　鮮魚にしても買い上げして検査しております。

○末永　買い上げじゃなくて、大きなあれでだあっとこうよくレントゲン、飛行機乗るときにこうやりますよね。ああいうものでこう全部魚についてこう当たりますよね。ああいうものは機械があるんでしょうか。

○生活衛生課長　そういうガイガーカウンターみたいな形の検査機器は持ってございません。

○末永　市場についても、ぜひそのようなことを購入して、きちっとはかってほしいんですよ。そうしないと、やっぱりすり抜けてきたものがいっぱいある。できないのであれば、市場に、市場のところの卸のところできちんと購入して測定して、放射能は測定済みですというものを立てた上で販売していただきたいんですよ。そういうもの一切されていませんよね。だから、私なんかはよくこれから鍋シーズンになりますとアンコウの肝だとか、そういうものをいろいろ買うんだけど、ここもう放射能あってから一切食べていないんですよ。それは深海魚だから、おっかないから。ヒラメも食うなと言われてますよね。ヒラメ、タコ、それからカニ、それからホタテ、それから貝、食べるなといいますよね、これは。

だから、そういうものも産地がみんな放射能を垂れ流しているところからとって、みんな北海道に下ろすというんだ、サンマでも。北海道の厚岸産ということでサンマは来ちゃうわけですよ。だから、そういうことをしているわけですよ。何もな



いんだということをやっているんで、やっぱりそのことを韓国政府は知っているから、韓国水産庁は一切輸入制限、禁止、韓国は。来た場合、仕入れた場合で全部測定しているわけですよ。返しているんですよ、ちょっとでもあった場合は韓国は。

そこまで来ているんだから、だからそれを日本人は知らないで厚岸産だといって、その北海道のサンマを焼いて、うまいうまいと目黒のサンマ焼きなんて食っているわけですよ。だけど、それが安全であればいいですよ、だからそこをちゃんとチェックしていただきたい。きちっと簡単にできることだから、その機器はちょっと高いけども、簡単にできるのであれば、きちっとやっぱり現在も放射能の汚染水が垂れ流されているわけだから、やっぱりチェックをする、そのことによって安心感があって、消費者がきちんと買うことになるわけだから、そうすると購買力あれば柏の経済も回転していくわけですよ。そういうことのためのお金ですから使って、きちっとやって欲しいんですけども、いかがですか。

○**経済産業部長** では、市場、市場のほうの関係で、今産地できちっと検査されているというのが基本で、市場、卸のほうではそういった検査はこれまでできておりません。ただ、今言われたように、すり抜けの問題があるというようなことなんで、ちょっとそこは卸と相談なり保健所と相談して、そこはすり抜け分というのを、どう対応していくのか、そこは検討していきたいと思えます。以上でございます。

○**末永** それから、手賀沼のギンブナ、コイ、これは出荷停止になっていますけども、私は放射線対策委員会の中で聞いたことがありますけど、釣りが最近少し減りましたが、釣りを、釣っていますよね、たくさんの方が。釣っていますと、あれ、釣って検査、抜き打ち検査しましたか、してほしいと言っておきましたけど。

○**次長兼農政課長** 釣り上げた魚の検査については実施しておりません。以上でございます。

○**末永** 農政課、担当じゃないかもしれぬけど、釣り上げてやってほしいんですよ、これ。それは、アサヒビールの裏は立入禁止区域になっているでしょう。そのコイがずっとこう行ったやつが、ブラなんかも行ったのが、こうやって釣り上げて帰っているわけですよ。だから、きちっとしてほしいんですけども、検査を、釣って。あの辺一帯は調査したんでしょうか。県の施設だから県だって要するに逃げるんですけども、調査したんでしょうか。

○**次長兼農政課長** 検査しているということは聞いておりません。以上でございます。

○**末永** それじゃ、検査してほしいんですよ、物すごく高いんで。私の持っていても高いんですよ。だから、ぜひしてほしいということ。それからあれは公園がやっているのかどうかわからぬけども、大堀川の側道を工事していますよね。担当どこですか。工事やっていますよね。あの辺一帯は測定しましたか。

○**公園管理課長** 工事というのは河川のところでございましょうか、それともリバーサイド、どちらになるんでしょう。

○**末永** 大堀川の今6号の下のところから急にカーブになって、市役所のほうに来

るカーブになったところの下を側道やっていますよね。鉄橋の下のところ。

○公園管理課長 現在JRが河川、橋脚の工事やっているといます。以上でございます。

○末永 橋脚工事で、こちらは一切関係ないということ。

○公園管理課長 側道部分につきましては、その工事をやる前に除染工事実施しております。以上です。

○末永 あの除染工事したら、どのくらいありましたか。

○公園管理課副主幹 大堀川リバーサイドパークにつきましては、歩道部については基準値未満になっておりますので、除染実施しておりません。脇の緑道部、緑地部ですね、その部分については5センチで0.2、0.3ぐらい、50センチで0.25ぐらいありましたので、表土の削り取りをやっております。

○末永 あの上のほうの、上といったら上のほうですね、篠籠田の何橋というの、あれ、何とか橋という今立入禁止の区域のちょっと先のところの何とか橋という防災公園に入る間、「昭和橋」と呼ぶ者あり）昭和橋というの。（「と高田橋」と呼ぶ者あり）あその下あたりはどのくらいありますか、はかりましたか。

○公園管理課副主幹 リバーサイドパークについては、一番上流側、青葉橋のところから北柏橋まで全線約4キロですか、一応測定全線しまして、歩道部については先ほど言いましたように取り、基準値未満になっております。緑地部についてはどういうわけかわかりませんが、上流側のほうについては大分低いところがありまして、ほとんどのところが芝生地になっております。その部分については0.3ぐらいになっておりましたので、全面的に除染をしているという状況です。

○末永 そうすると、アサヒビールの裏についてはどうしてありますか、今現在。アサヒビール、元アサヒビールの裏、要するに地金堀から来た水と大堀川の上流から来た部分とのぶつかる場所ですね。あの辺の周辺。

○放射線対策室長 今、委員御指摘の地金堀の合流のところだと思います。そこにつきましては、11月に測定をした結果、1メートルで1.1マイクロシーベルトございました。現在県のほうでも立入禁止ということで、我々もあの辺につきましては植栽の測定を県は別に行っております。以上です。

○末永 何度もあそこについては早く県と除染をしろと言っていますよね。立入禁止区域にはしているものの、あそこを歩いてみんな釣りに行きますよね。あそこ出入りしていますよ、夏のおきでもふだんでも。私は気になるからだめ、入っちゃと言うんですけども、入っている人結構いますよ。だから、やっぱりあそこについては頑丈な柵をすとか、やはりしないんだったら、高いところだから数値がこれだけあるので立入禁止って、きちっとしないとだめですよ。そういう対策して、だから県と早急にしてほしいんですけども。

○放射線対策室長 今の2点の御指摘、まず柵と早急な除染の方法、県と早急に詰めたいと思います。以上です。

○末永 それでは、最後になります。焼却灰です。焼却灰とヘドロについて、各側

溝で出たヘドロは、山高野へ持って行って、山高野で民間業者で処理していると思うんですね。山高野の周辺については、測定もしているのでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 通学路については測定し、高い基準以上のものについては除染をしております。以上でございます。

○末永 いやいや、除染をするのはいいのよ。そのヘドロが出ますよね、側溝だとか含めて、その土を山高野へ持って行っていいのでしょうか。山高野へ一回仮保管しているのでしょうか。仮保管して、それを民間が持って行っていいですか、今民間業者が、持っていません。それはあれですか、その周辺は高くないかと聞いているんです。

○次長兼道路維持管理課長 周辺についても測定をしております。以上でございます。

○末永 測定してどうなの、高いの低いの。

○放射線対策室長 今の御指摘のところ、我々対策室であそこは測定をしております、定期的に。0.23未満でございます。以上です。

○末永 そうすると、あの土はヘドロをとったものについては今民間で処理していますよね。民間で処理、持って行っていいですか。していませんか。どのくらい、何立米ぐらい持って行っていいのでしょうか。

○道路サービス事務所長 今年度は、現在まで大体月に1回ぐらいの搬出でございます、約500立米ぐらいの搬出ということになります。（「550立米」と呼ぶ者あり）はい。

○末永 これは毎年550立米ぐらい出ているのでしょうか、そうすると。

○道路サービス事務所長 24年度におきましては、たしか記憶ですと700立米ぐらいの搬出だということでございます。

○末永 わかりました。それで、焼却灰についてで中間処理場についてですが、今清掃工場にはドラム缶で保管されているのは何本保管されているのでしょうか、清掃工場に。手賀沼に行けない部分で幾つかありますか。

○廃棄物政策課長 南部クリーンセンターのほうに約1,800本ほど例の仮保管庫の中に保管しているところがございます。それから北部クリーンセンターのほうにも約二百数十トン保管しているところがございます。以上でございます。

○末永 いや、清掃工場の中に何本ドラム缶で置いているかと聞いているんですよ。置いてないの。置いているよね。

○廃棄物政策課長 清掃工場の建屋内にはございません。

○末永 今全部ないの。

○廃棄物政策課長 ございません。

○末永 そうすると、持って行けなかった分、我孫子に持っていけなかった分、あるでしょうよ。

○廃棄物政策課長 失礼しました。確かに昨年、ことしか、反対行為におきまして持ち帰ったものがあります。それがフレコンバックで34袋分、建屋内に約20トンございます。失礼しました。以上でございます。

○末永 20トンが清掃工場の、南部清掃工場にあるわけね、中で。（「はい」と呼ぶ者あり）ドラム缶はもうないと言っているの、全部。

○廃棄物政策課長 ドラム缶はございません。以上でございます。

○末永 そうすると、中間処理場がはっきりするよと、千葉県で1カ所。今福島県で国有化して云々という、3町に云々としているけども、そのものを持っていくわけじゃないよね。

○廃棄物政策課長 福島の処分のたてつけと、それから千葉県内の処分のたてつけはいささか異なっているということでございます。改めて御説明させていただきます。まず、千葉県の場合は、それぞれが仮保管、一時保管をして、最終的には千葉県内で1カ所、最終処分場を環境省のほうで確保するというところでございます。今、先ほど御説明しましたが、その選定行為に今着手しているところだと。福島県の場合は、中間貯蔵施設、もう新聞等にぎわっておりますが、あくまでも中間貯蔵、約30年間ある意味一時保管ですね、それをする場所を中間貯蔵施設をつくった後、最終処分場を別途つくると、最終処分場、福島県内から出る最終処分、廃棄物に関する最終処分場は福島県外ということで方向づけられているということでございます。以上でございます。

○末永 そうすると、千葉県は1カ所つくって、それで新たに最終処分場をつくるということね。

○廃棄物政策課長 はい、1カ所確保するという国は言い方しております。例えば8,000ベクレル以上であれば、既存の最終処分場を使って受け入れるということもございませぬので、ちょっと確保の可能性は薄いということですが、考え方としてはそれもあつたということで、最終処分場は既存のものか新設のものか、どちらにしても1カ所選定されるということでございます。以上でございます。

○末永 そうすると、布施の清掃工場に約2,000トンある8,000ベクレル以上のものがまだ置いてありますよね。それから、南部の清掃工場に1,800本がありますよと、フレコンバック34袋ありますよと、今現在北部の清掃工場、南部の清掃工場が持つものについては8,000ベクレル以下なので、それは群馬県に持って行ってありますよと、民間業者で持って行ってありますよと、8,000ベクレル以下だから。これから出る、そんな8,000ベクレルを超えるものはないだろうと、現在あるのは最終処分場の約2,000トンと南部の清掃工場が1億円でつくった1,800本、それとフレコンバックの部分、この部分についてはいずれは千葉県の中間処理場、処分場に行くということでしょうか。

○廃棄物政策課長 基本的にはそういうことでございます。ただし、8,000ベクレルを超える指定廃棄物の指定をして、千葉県で1カ所確保される国の最終処分場、そちらに運びたいと考えております。以上でございます。

○末永 今のあなたの発言を挙げ足取るわけじゃないけど、何年か置いてりゃ下がるだろうというような言い方しているけども、今ドラム缶に入れているのは4万も5万もあるやつでしょう。そう簡単に下がらないから、私が言ったように、清掃工

場に1,800本あるのとフレコンバックと、フレコンバックのやつは少し下がるかもしれぬけど、下がらないか、10万ベクレルあるからね。柏の一番高いと言われているから、それと最終処分場のあるものについては、それはいずれは約4,000トン近いものについては中間処理場に柏からどこかの中間処理場、千葉県の1カ所に持っていくと、それは近い将来なのか遠い将来なのかわからぬけども、行くということですね。

○**廃棄物政策課長** 8,000ベクレルというのは、あくまでも国が受け入れる基準としておりますので、余り年月のことを私は考えておりませんが、あくまでも北部クリーンセンター、それから柏市最終処分場、それから南部クリーンセンター、それから千葉県に保管をお願いしている手賀沼での保管部分、全て指定廃棄物になったものについては直接、できる限り直接国が確保してくださる最終処分場に持っていきたいと考えております。以上でございます。

○**末永** 長い時間ちょっとしゃべりましたが、ぜひ行政側は市民の安全な暮らし、健康、このことをきちっと肝に銘じてやっていただきたい。これは誰が悪いと言ってもしようがないことなただけども、これは国が施策として始めた原子力発電所をつくって、誰も予想しない事故が起きて、そしてその被害が我々に来たわけですよ。ですから、そのことについては速やかに、後処理になるけども、行政もしっかりやってもらう。そして、我々もできる範囲内のことを情報を我々共有しながら、市民の暮らしを守るためにしっかりやらなきゃいけないと思うんですよ。そういう立場で答弁したり取り組みをしていただきたい。俺のところでは関係ないよと、俺のところは知らねえよと、俺のところではそれは違うよとか、そういう問題じゃない。そういうことをいう人については、どんどん役所に要りませんから去ってください。そんな職員要らない。これからはそういう時代なんだから、やっぱりきちっと、どうしたら市民の立場に立って、健康を守るためにどうしたらいいかという、そういう視点に立って行政をやっていたらいいことをお願いしたいと思います。以上です。

○**委員長** ほかにございませんか。

○**後藤** 済みません、簡単に。柏の公設市場ですね。ここは物が集まる場所です。柏の台所です。放射線の測定ですね、除染はしておりますか。

○**経済産業部長** 市場の中の敷地ということでございますよね。（「敷地、施設ですね」と呼ぶ者あり）検査はやっておりますけれども、その後の除染についてはやっていないと思います。

○**後藤** 検査結果を教えてください。

○**経済産業部長** 済みません、今私の手元に検査結果がございませんので、調べ次第、あと皆さんのほうに、この委員会が終わったら文書でお持ちしたいと思います。

○**後藤** よろしく申し上げます。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**日暮** 簡単なほうから伺いたいと思うんですけども、先ほど末永委員のほうから柏産のタケノコについて発言がありました。タケノコといいますと、普通は、通常

は春先に竹林の中から掘って、それを家で処理して食べるというふうに思うんですね。ただ、今は年間瓶詰めになったタケノコ売っていますよね。その測定値、今していて170ベクレルという話ですけども、これはどういう姿のもので調べているのでしょうか。

○次長兼農政課長 検査の検体につきましては、掘ったものを皮をむいて、それを細かく刻んだ上で検査をしているということでございます。以上でございます。

○日暮 じゃ、皮はきれいに取り除いて、そしてそれを刻んで調べるということですか。

○次長兼農政課長 そのとおりでございます。

○日暮 ただ、確かに今はことしあたりから確かにその竹林の近くの方たちは食べ始めていますよね。これが本当に、その影響についてはわからないのかもわかりませんが、やはり市のほうでは農政課なのか、保健所なのかわかりませんが、その辺については考えられるきちんとした指導はしておいていただきたいなというふうに、それは思います。

それから、先日うちのほうでちょっと会議がありまして、そのときにこういうこと、声が出てきたんです。今、公園は除染をしたということなんですね。公園は除染したから心配ないんでしょうけども、心配ないんだったらごみの収集で剪定樹枝なんかも一緒にどうして集めないんだと、剪定樹枝は別に集めているんだから、心配ないといっても心配だろうと、こういうことを言う市民がいて、これについては確かに市民は不安なんでしょうけども、この不安を解消するよう、もし心配ないんだったら、ごみの収集はまたほかのことがあるから収集するんでしょうけども、市民にわかるように広報なりなんなりで説明していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○廃棄物政策課長 枝草の分別収集につきましては、本当に市民の皆様にご協力いただきまして、ここまでやっと何とか焼却行政進められてきたところでございます。また、不安になっているということにつきましては、何度か広報等で御説明しているところなんですけども、今後もう少し広報活動、例えばツイッターを使うだとか、いろんなことの方法を考えながら、その辺の不安解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○日暮 市民の不安になることは、わかりやすく回数多く知らせていただきたいと思います。

それから、このいただいた資料の中に指定廃棄物の最終処分場の確保にかかわる緊急要望とあります。これについての千葉県内の見通しについては、どのような見通しなんでしょうか。

○廃棄物政策課長 今のところどこがということはまだ当然わからないんですが、先ほどちょっと申し上げました。まずは、恐らく候補地が宮城県が先に来年多分年明けに候補地示されると思います。千葉県の場合は、まだ市町村長会議が宮城県よりも1回少ない状況ですので、多分その来年、来春1月か2月になるのかわから

ないですが、そのころに1回、今皆さんに御説明しました内容を県内の各54首長さんたちに御説明して、それからそれが理解が得られたら、候補地の選定にかかっていくという手順になっております。以上でございます。

○日暮 これについては、関係の市町村の首長たちも一生懸命取り組んでいるということは、それは理解はしています。ですけど、今まで話されていた期限が、あと残り1年足らずですよ。それで、年明けてまた会議も開いて、候補地をいつ絞り切るんだかわかりませんが、それから今度は土地を確保して、またその施設の整備をしてとなると、相当時間かかると思うんですよ。27年ですか、27年の3月までに完成すれば本当にいいなとは思いますが、場合によったら完成されないこともありますよね。そういうことも考えて、やはり市内のいろいろなところに今保管されておりますけども、そういう地域の市民感情も考えながら、柏市の市長初め関係者の皆さんにはさらに努力をしていただきたいと思いますし、またそういう完成しなかった場合、周辺地域の市民にどのように説明していくのか、その辺のところも十分早い段階でお考えいただきたいと思います。

○関口副市長 今の御質問なんですけど、私どもそのように考えて準備を進めていきたいと思っています。

○委員長 ほかにございませんか。

○武藤 来年度ホールボディーカウンターの助成は25年末までと今なっておりますけども、どうなりますか。

○次長兼総務企画課長 ホールボディーカウンターの助成制度運用につきましては、当初昨年11月から本年10月までの1年間ということで運用を図っておりましたが、近隣等の状況を踏まえまして、少し弾力的に今年度いっぱいということで、来年3月までに延長したところでございます。

続きまして、御質問にありました今後の再延長等につきましても、こういった状況を鑑みまして検討、対応していきたいと考えております。以上でございます。

○武藤 ぜひ希望者だけということなので、希望がなければ費用もそんなにかからないと思いますし、制度があるということがやっぱり重要だと思いますので、引き続き助成制度をつくっていただきたいと思います。

それと、学校健診の甲状腺の検査についてなんですけれども、今議会の質問の答弁の中で、内科健診の中で柏市もやっているということだったんですけれども、実際甲状腺の所見ありという子供がいるのかどうでしょうか。

○学校保健課長 そこはちょっと把握はしておりません。

○武藤 ぜひこの検査の結果を報告する用紙があると思うんですけれども、その中で総括表の中に、その他という項目の中に甲状腺の視診、触診という項目をつくって記録をとっていただきたいと思いますと思うんですけれども、どうでしょうか。

○学校保健課長 実際学校健診で甲状腺の診断を行うことにつきましては、実際に診断を行うのは学校医の先生方でございます。それで視診、触診によって甲状腺に異常があるか、ないか、そういう診断をするということで、やはり学校医の先生方

にも責任がございます。ですから、その辺の意見をこれから先生方と話し合いまして協議していきたい、そのように考えております。以上です。

○武藤 ぜひ協議を進めていただいて、今継続的にやはり記録をとっていくということが非常に大事だと思いますので、ぜひそういう把握ができるようにしていただきたいと思います。

それと、あと県立高校の除染についてのその後の結果報告などはどうでしょうか。

○放射線対策室長 県立高校の除染につきましては、11月6日の日に私ども対策室が県の教育委員会に出向きまして、そのようなお話を直接させていただきました。その後、県では県内の県立高校、この東葛地区周辺に再度詳細な測定を実施するというので、再度詳細な測定はされていると思います。そこで、高線量があった場合には、それなりの対応をするということで、現在結果のほうを集計しているということで聞いております。その結果に基づいて除染等を各学校、県で実施するということでも聞いております。以上です。

○武藤 その結果など、わかりましたら、また御報告をお願いしたいと思います。

それから、私有地の除染のことなんですけれども、松戸市の住宅の除染進捗状況というのが2月28日の受け付け件数が1万3,267件で、測定件数が1万3,037件、そのうち除染対象になって、除染をしていた件数が6,921件になっているんですね。結局測定して半数ぐらいが……除染件数がごめんなさい、11月10日現在で6,576件なんですね。半数ぐらいがもうやはり数値が高いという、その除染の対象になっているということなので、ぜひこれからでも柏市も私有地の測定、除染について近隣市と同じように対応していただきたいと思いますが、どうですか。

○放射線対策室長 私有地の除染につきましては、これまで同様に我々職員のほうに問い合わせあったところについては、我々地表面を中心に詳細な測定を実施して、その場で各家庭の方と色々な除染の方法の相談をしていききたいというふうに、これまで同様で進めたいと、来年度も進めていききたいというふうに今思っております。以上です。

○武藤 そうすると、例えば除染の計画、私有地についてはどのように報告されるのでしょうか。

○放射線対策室長 報告というのは、国なりの報告という意味でしょうか。

○武藤 例えば松戸市では、その申請が何件あって、そのうち除染が何件終わりましたというような報告ができると思うんですけども、除染が終わったという報告はどのようなふうにするのでしょうか。

○放射線対策室長 我々実際に市が直接業務を委託して実施していませんので、何件終わったというのは数は出ませんが、訪問測定行った件数と、その結果でこういう形ですという報告のみになります。以上です。

○武藤 それじゃ、やはり除染をしたという結果の報告はできないということですよ。やはりだからそういうことでも除染計画、25年度までの除染計画ということなんですけれども、今後来年度は計画はどうするんですか。



○放射線対策室長 現在の除染の実施計画につきましては、予定どおり進んでおりますので、今年度をもって、今現在ですけれども、除染計画は延長するという予定はございません。なお、民地につきましては、その都度対応していきますので、除染の実施計画に基づいた国の補助になっていきますので、民地についてはこれまでどおり対策室のほうで対応していきたいというふうに思っております。以上です。

なお、参考に、除染の実施計画ですけれども、県内汚染状況重点調査地域9市ございますけれども、9市のうち松戸市、鎌ヶ谷市が当初から27年度までになっておりました。それ以外につきましては、8月末の情報交換会では除染の実施計画延長というところはないというふうに聞いております。以上です。

○武藤 これは計画の延長というのは、今からでもできるんですか。

○放射線対策室長 そのものが、実施する対象のもの等があれば、国との協議になります。以上です。

○武藤 そうであれば、ぜひ計画の延長をして、民地の除染なども行っていただきたいと思うんですが、どうですか。

○放射線対策室長 民地の除染につきましては、私どもで職員のほうで対応していききたいというふうに思っておりますので、延長のほうはそののみでは考えてございません。以上です。

○武藤 ぜひ計画の延長についても、まだこれからどうなるかわかりませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、あとお知らせについてなんですけれども、ホームページについて柏市のホームページ、放射線対策室のホームページがどんどんこう後ろのほうになっていて、これは他市の状況なんですけど、みんなホームページの1面のところあけるとすぐにこうやって放射能の状況が見られるようになっていくんですね。柏市はもうずっと下のほうにならないと、こう出てこないということで、ぜひこれ見やすいように、すぐにわかるように、1面のところに移動していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○放射線対策室長 前定例会からの、この委員会で御指摘ありましたので、現在一番上のほうからも入れるように1カ所ふやしてございます。以上です。

○武藤 何か気がつかなかったんですけど、済みません。わかるようにしていただければと思います。済みません。

それから、広報なんですけれども、広報についてもこの4月からですか、1日と15日号の1日の号しか載っていないということで、回数も減りましたし、それから1面で取り上げていたものが3分の1ぐらいになっていたりとか、記事の取り上げ方も少なくなっているんですね。それで、これは牛久市なんですけれども、11月1日に牛久市の放射線対策ということで、これからも市民の健康を守っていきますということで、これを全戸配布しているんですね。これ3万3,000世帯に全戸配布をしています。こういうような形で、もっと大きい判なんですけれども、こういうように積極的にやはり市民にお知らせを、これからもしていただきたいと思うんですが、

どうでしょうか。

○放射線対策室長 私どもも除染の実施の状況であるとか、その辺につきまして現在予定しているのが3月1日号で特集を組ませていただいて、そこで各世帯の広報紙並びに同様に3月1日付で町会のほうにも、あわせていろんな情報等を、現状について等をお知らせしていくという形で今考えております。以上です。

○武藤 積極的にやはりこれからも放射能に対して市民の不安を取り除くためにも、やはりお知らせ、ホームページだけだとなかなか高齢者の方とか見られない方もいますので、お知らせをしていただきたいと思います。

それと、ごめんなさい、もう一つつけ加えますと、その内容なんですけども、広報の内容についても東京電力に対する損害賠償請求しましたとか、これ流山市なんですけれども、指定廃棄物の最終処分についての要望出しましたというようなことも載っていますので、積極的に、せっかく柏市もいろいろ申し入れを行ったりやっているので、そういうこともやっているのだということ、やっぱり市民にお知らせしていただきたいと思います。

それと、この子ども・被災者支援法についての要望、9市で行っていますし、先ほども最終処分場に対して5市で申し入れなどを行っていますけれども、ぜひこの議会でもその後押しするような形で何らかの決議ですとか要望を出してはどうかと思うんですけど、これは提案なんですけれども、よろしく願います。

○委員長 よろしいでしょうか。（「済みません、1点だけ」と呼ぶ者あり）

○日暮 最近、南部のほうの空き地に土のうをつくる袋に詰めた土が4つ、5つ空き地の道路端に置いてあるんですね。今、話に出ていた民地の除染をして、それを多分穴を掘って埋めるんじゃなくて、袋に詰めて人のところに置いていっちゃったんだと思うんですけど、その辺も何か機会があったら指導してください。

○放射線対策室長 後ほどちょっと場所を教えてください、私のほうで対応したいと思います。以上です。

○委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

以上で報告は全て終了いたしました。執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣の承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、今後の活動についてですが、何か御意見はございますか。（「委

員長に一任します」と呼ぶ者あり) はい。

それでは特になければ、正副委員長に一任願いたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、正副委員長に一任願います。

---

○委員長　以上で本日の放射能等災害対策特別委員会を閉会いたします。

午前 11 時 44 分閉会